

# 申請書類について

## 提出書類一覧

- |  |         |
|--|---------|
| ①入寮願書  | (全員提出)  |
| ②返信用封筒   | (全員提出)  |
| ③同一生計者のうち、未成年及び就学者を除く家族全員分の所得証明書又は非課税証明書           | (全員提出)  |
| ※平成28年度(平成27年分)市区町村役場発行のもの <b>※源泉徴収票では受理できません。</b> |         |
| ④就学者がいる世帯は学生証のコピー又は在学証明書                           | (該当者のみ) |
| (本人・中学生以下は不要です。)                                   |         |
| ⑤障害者年金・遺族年金受給者は年金振込通知書の写し                          | (該当者のみ) |
| ⑥家計状況の変動に関する書類                                     | (該当者のみ) |
| ⑦障害者(被爆者)手帳の写し                                     | (該当者のみ) |
| ⑧長期療養者に係る支出状況を証明するもの                               | (該当者のみ) |
| ⑨火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの                        | (該当者のみ) |
| ⑩生活保護受給世帯は、生活保護料決定(変更)通知書の写し(※直近3ヶ月分)              | (該当者のみ) |

## 申請書類に関する注意事項

**①～③は全員提出してください。**

④～⑩の提出は該当者のみです。(提出された資料に基づき、一定金額が控除されます。)

※提出書類の返却は行いませんので、写しと明記してあるものは原本を提出しないでください。

### ① 入寮願書(全員提出)

1. 申請時3ヶ月以内に撮影した写真(縦4cm×横3cm)を貼付の上、記入例に従い必要事項をもなく記入すること。
2. 家族状況(保護者等欄・就学者及び未就学者欄)は、平成29年4月1日現在として記入し、申請者と生計を同じくする者全員を記入すること。  
※母子・父子世帯は「特別な家庭事情」の「その他世帯状況」の該当に○を記入すること。

### ② 返信用封筒(全員提出) ※切手不要

- ・角型2号封筒(縦33cm×横24cm)に申請者の郵便番号、住所、氏名を明記すること。

### ③ 平成28年度(平成27年所得分)所得証明書(市区町村役場発行のもの)(全員提出)

- ・申請者と同一生計者のうち、未成年及び就学者を除く家族全員分の所得証明書を提出すること。  
※申請時3ヶ月以内に市区町村役場が発行したもので、記載省略がないもの  
※所得証明書は給与・給与外所得別の収入、金額、配偶者控除、扶養人数が明記されているものとする。  
**※所得がない場合も、所得証明書(非課税証明書)を提出すること。(専業主婦の方や無職の方も必ず提出してください。)**  
※私費外国留学生は、所得証明書の提出は不要

④ 学生証のコピー又は在学証明書（本人・中学生以下は不要です。）（該当者のみ）

※予備校、職業能力開発校、大学の研究生、科目履修生は無職の者として取り扱いますので、所得証明書の提出が必要になります。

⑤ 障害者年金・遺族年金受給者は年金振込通知書の写し（該当者のみ）

複数あるときは、複数分提出してください。

⑥ 家計状況の変動に関する書類（該当者のみ）

平成28年1月～12月における収入が、平成28年度（平成27年分）所得証明書で証明した金額と著しく異なる場合は、該当する所得に応じて、その状況を証明する書類と理由書（様式は任意）を添付してください。

ア. 給与所得の場合

- ・源泉徴収票（平成28年度）の写し（マイナンバーの記載のないもの）と理由書（平成29年1月以降に就職・転職した場合は、直近の給与明細書の写し）

イ. 雇用保険を受給している者

雇用保険受給資格者証の写し（と理由書）

ウ. 退職した場合

理由書（現在の生活費の出所を必ず記入すること。）

退職（一時）金がある場合は、金額が明記された書類の写しも提出すること。

エ. 平成28年1月1日以降に年金(恩給)の受給開始があった者

最新の決定（改訂）通知書及び振込通知書の写し

オ. その他

その状況を証明する書類と理由書

※住宅ローン等の借入金の家計状況の変動には当たりません。

⑦ 障害者（被爆者）手帳の写し（該当者のみ）

氏名・障害の種類や等級が掲載されているページのコピーを提出すること（表紙のみは不可）

⑧ 長期療養者に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

過去1年間（平成28年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の金額がわかるもの（病院発行の領収書等）の写し（※ここでいう長期療養者とは、申請時現在において同一の病気で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者をいう。）

※下記、項目は長期療養に支払った金額には含まれません。

- ・入院患者の食費
- ・老人介護施設での家賃、食費（食事療法以外）

⑨ 火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの（該当者のみ）

申請時現在より過去1年以内の罹災・被災による家屋等の修理のために支払った金額がわかるもの（工事費の領収書等）の写し

⑩ 生活保護受給世帯は、生活保護料決定（変更）通知書の写し（該当者のみ）

直近3ヶ月分の通知書の写しを提出すること

## 申請書類チェック表

チェック欄	書類名	
<input type="checkbox"/>	①入寮願書	全員提出  (私費外国人留学生のみ③の提出不要)
<input type="checkbox"/>	②返信用封筒	
<input type="checkbox"/>	③平成28年度(平成27年分)所得証明書 (市区町村役場発行のもの) ※源泉徴収票は不可	
<input type="checkbox"/>	④学生証のコピー又は在学証明書	該当者のみ
<input type="checkbox"/>	⑤年金振込通知書の写し	
<input type="checkbox"/>	⑥家計状況の変動に関する書類	
<input type="checkbox"/>	⑦障害者(被爆者)手帳の写し	
<input type="checkbox"/>	⑧長期療養者に係る支出状況を証明するもの	
<input type="checkbox"/>	⑨火災・風水害等の被害補修に係る支出状況を証明するもの	
<input type="checkbox"/>	⑩生活保護料決定変更通知書の写し	

※③について、源泉徴収票では受付できません。

※申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。

※各自、チェック表できちんと確認してから送付するようにしてください。

※提出書類の返却は行いませんので、重要な書類は必ず写し(コピーしたもの)を提出してください。

※添付する書類については、なるべくA4判に統一するようにしてください。  
(A4以外の大きさのものは台紙に貼るか、コピーをしてA4判に揃える)

## 入寮願書記入に関する注意事項

記入は平成29年4月1日時点で記載してください。

1. 受験学部名及び受験番号は、必ず間違いのないように記入してください。  
(※間違った場合は入寮不可となります。)
2. 「氏名」は略字を使わず、戸籍に記載の文字を記入してください。
3. 緊急連絡先について  
携帯電話や職場など、必ず緊急時に連絡がとれる連絡先を記入してください。
4. 家族記入欄について
  - ・同一生計の家族全員を記入してください。
  - ・就学者の在学学校名は国公立か私立かを記入してください。
  - ・兄弟、姉妹が平成29年4月に進学予定の者は、在学学校名に進学予定学校名を記入してください。
  - ・予備校、職業訓練学校、大学の研究生、科目履修生は就学者ではなく無職の者として取り扱いますので、「保護者等欄」に記入してください。(※所得証明書が必要になります。)
  - ・「職業」は、会社員・公務員・自営業・農業・パート・年金受給者・主婦のように記入してください。
5. 「給与収入」・「給与外所得」の記入について  
給与所得であれば、所得証明書の給与収入金額を「給与収入」へ記入してください。  
給与外所得であれば、所得証明書の所得金額を「給与外所得」へ記入してください。  
「給与所得・給与外所得」両方ある方は、両方の欄へ記入してください。

給与所得とは	給与外所得とは
・給与・賃金・役員報酬・退職金・年金 ・恩給・個人年金・失業給付金	・事業所得（自営）・不動産所得・雑所得 ・臨時所得（保険金、山林所得、資産壊土所得）

6. 「長期療養年間必要医療費」について  
過去1年間（平成28年1月～12月）に医療機関に支払った治療費の合計金額を記入してください。  
(入院患者の食費、老人介護施設での家賃・食費（食事療法以外）は除く。)  
※6ヶ月以上に渡る期間、療養中の方が対象
7. 「風水害等の被害にあった世帯」について  
過去1年以内の震災・罹災の家屋等の修理のために支払った金額が分かるもの  
(工事費の領収書の等の写し)
8. 特別な家庭事情「その他」について  
母子・父子世帯は「その他」の欄に、その旨を記入してください。

提出書類の返却は行いませんので、重要な書類は必ず写し（コピーしたもの）を提出してください。  
申請期間を過ぎたもの、申請書類に不備のあるものは受理できません。